第１　総則

風水害対策の実施計画（例）

　１　この計画は、「平時からの事前の備え」、「風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復後の点検・復旧」について実施計画を作成し、これに基づき行うものとする。

　２　策定した風水害対策の実施計画は、予防規程に添付し、保管するものとする。

　３　想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。見直した場合は、予防規程の変更申請を行い、認可を受けるものとする。

第２　平時からの事前の備え

　１　災害リスクの確認

　　　所長は、地域のハザードマップを参照し、当所が浸水想定区域や土砂災害計画区域に存しているか否か、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

　２　具体的な事前対策

　　⑴　温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置するものとする。

　　⑵　建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッター（建具等の浸水防止用設備）等を準備するものとする。

　　⑶　浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備するものとする。

　３　訓練等の実施

　　　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業員の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保するものとする。

第３　風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

　１　防災情報の収集及び対策

　　⑴　危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性の応じた措置を講ずる。

　　⑵　この応急対策は、従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業するものとする。

　２　具体的な応急対策

　　⑴　浸水・対潮・土砂対策

　　　ア　土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減するものとする。

　　　イ　配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンクや配管への土砂の混入を防止するものとする。

　　　ウ　禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ保管するものとする。

　　　エ　金属の溶融高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる。

　　⑵　強風対策

　　　ア　飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖するものとする。

　　　イ　屋外にある危険物を収容した容器及びコンテナは、転倒防止のため、高所への移動、ワイヤーや金具での相互の緊結、重量物を下方へ積む等の措置を講ずるものとする。

　　⑶　停電対策

　　　ア　危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止するものとする。

　　　イ　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保するものとする。

　３　関係機関への通報

　　　浸水等に伴い、危険物が流出する等、周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関等の各関係機関に通報するものとし、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合については、その物質の性状や保管状況等に係る情報を提供するものとする。

第４　天候回復後の点検・復旧

　　　天候回復後の点検・復旧は次によること。

　１　再稼働について

　　　天候回復後は、点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うものとする。

　２　浸水施設について

　　　浸水した施設では、危険物を取り扱う設備や配管の破損等の有無を確認し、必要に応じて作動状況や気密性、危険物への水の混入防止等について点検するものとする。

　３　火災防止について

　　　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険部施設内の電気設備や配線の健全性を確認するものとする。